

実施方針及び要求水準書(案)に関する質問・意見に対する回答

事業名：国道1号東小磯電線共同溝PFI事業

国道1号東小磯電線共同溝PFI事業 実施方針に係る質問回答

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
1	実施方針	1	第1	1	(2)	事業の対象となる公共施設等の名称及び種類	既に敷設されている情報ボックスの扱いについては、事業の対象外という解釈で宜しいでしょうか。	電線共同溝の施工の支障となる場合は、移設もしくは活用して施工してください。
2	実施方針	1	第1	1	(2)	事業の対象となる公共施設等の名称及び種類	事業対象区域は箱根駅伝のコースとなっており、整備工事期間中においても毎年復旧の手直しならびに休工期間が生じると想定されますが、宜しいでしょうか。	箱根駅伝開催中は支障のないように対応してください。
3	実施方針	1	第1	1	(2)	事業の対象となる公共施設等の名称及び種類	②種類の「道路(車道、歩道、水路等)」には、植樹帯及び植樹帯内の樹木類(松、枯損木)が含まれているものと考えてよろしいでしょうか。	樹木類は支障物の扱いとなります。
4	実施方針	2	第1	1	(5)	特定事業の概要	当事業で発生した支障移設工事については、事業に含まれないという認識で宜しいでしょうか。	本事業に含みます。
5	実施方針	2	第1	1	(5)	特定事業の対象範囲	歩道・車道については、特定事業の対象範囲となっており、要求水準書(案)第3工事業務にも舗装ならびに道路修繕が含まれています。これらは工事業務の範囲に含まれるという解釈で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	実施方針	2	第1	1	(5)	特定事業の対象範囲	歩道の事業範囲は、要求水準書(案)10頁3業務内容(1)設計条件5)にある記述と照らし合わせると、今回の事業でバリアフリー化の設計をするという解釈で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	実施方針	2	第1	1	(5)	特定事業の対象範囲	要求水準書16頁第2.5.(8)に道路照明ならびに道路標識は「設置を検討した上で・・・」という記載がありますが、これは、道路付属物は既設物件の復元以外に新設物件もあるという解釈で宜しいでしょうか。	技術基準に基づき、新設が必要なものは協議により設置してください。
8	実施方針	2	第1	1	(5)	特定事業の対象範囲	維持管理業務は、「平成27年度道路維持管理計画書 国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所」に基づき実施するという解釈で宜しいでしょうか。	要求水準書及び「平成27年度道路維持管理計画書 国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所」に基づき実施します。
9	実施方針	2	第1	1	(5)	特定事業の対象範囲	維持管理業務は、特定業務で設計・工事した範囲のみが対象という解釈で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	実施方針	2	第1	1	(5)	特定事業の概要	維持管理業務の対象として、3頁の表に「歩道、車道」と記載されていますが、その範囲は工事業務で施工する部分だけでしょうか。それとも、道路付属物を除く道路全体(中央帯、植栽帯、側溝等含む)でしょうか。また、情報ボックス(既設)及び中央帯の並木(旧東海道松並木)は維持管理業務の対象でしょうか。	前段について、範囲は工事業務で施工する部分のみです。道路付属物を除く道路全体ではありません。後段について、対象になりません。
11	実施方針	3	第1	1	(5)	特定事業の概要	「特定事業が対象とする項目。なお、電線共同溝(管路部)の引込管、連系管を含む」とあるが、引込管、連系管の設計、施工は、電力会社および通信会社へ委託する認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
12	実施方針	3	第1	1	(5)	特定事業の概要	実施方針27ページの別紙3の標準断面図には引込管が示されていないところですが、実施方針3ページおよび要求水準書2ページのとおり「引込管、連系管」については事業の対象として捉えてよろしいでしょうか。また、引込設備、連系設備については事業対象とならないものと捉えてよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
13	実施方針	3	第1	1	(5)	特定事業の概要	引込管、連系管については、要求水準書16ページの「入線事業者等と引込管及び連系管の協議」のとおり、入線事業者へ設計を依頼することとなっておりますが、この依頼については、要求水準書8ページ(4)再委託3)の適用を受けるものと捉えてよろしいでしょうか。	設計については再委託の対象とします。
14	実施方針	3	第1	1	(5)	特定事業の概要	維持管理業務において、道路区画線の点検・補修も含まれると考えてよろしいでしょうか。	含みません。
15	実施方針	3	第1	1	(6)	事業方式及び権利関係	既存ストックを活用しない提案をした場合、既設占用物件はどのような扱いになりますか。	現状どおりとします。
16	実施方針	3	第1	1	(6)	事業方式及び権利関係	既存ストックを活用する提案を選定する場合、既存設備の情報は取得できるのでしょうか。	国の所有物は情報がありますが、民間企業の所有物は応募者において調査してください。関東地方整備局が所持する情報は閲覧要求において対応します。
17	実施方針	3	第1	1	(6)	事業方式及び権利関係	既存ストックを活用の検討資料(埋設資料、空官の状況等)は公表して頂けるのでしょうか。(第一次審査書類作成にあたり、既存ストックの活用可能性の有無でコンソーシアム組成メンバーに影響するため。)	検討資料はありません。

国道1号東小磯電線共同溝PFI事業 実施方針に係る質問回答

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
18	実施方針	3	第1	1	(7)	事業期間	工期短縮を提案した場合、事業期間終了日は工期短縮した分前倒しされるという理解で宜しいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
19	実施方針	3	第1	1	(8)	事業者の支払い	①施設整備に係る対価について、工期短縮により国への所有権が前倒しされた場合、割賦方式による国からの支払いについても、所有権移転時期に前倒しされるという理解でよろしいでしょうか。また、所有権移転時期によらず維持管理業務期間は8年間と固定されているため、割賦方式による支払いの期間も8年間となるという理解で宜しいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
20	実施方針	3	第1	1	(8)	事業者の支払い	②維持管理業務に係る対価について、工期短縮により国への所有権が前倒しされた場合、割賦方式による国からの支払いについても、所有権移転時期に前倒しされるという理解でよろしいでしょうか。また、所有権移転時期によらず維持管理業務期間は8年間と固定されているため、割賦方式による支払いの期間も8年間となるという理解で宜しいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
21	実施方針	3	第1	1	(8)	事業者の支払	要求水準書16頁第2.5.(7)「引込管と連系管に係る費用については、関東地方整備局と協議して決定する。」とありますが、これは、「整備業務に係る対価」に含まれているとの認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
22	実施方針	3	第1	1	(8)	事業者の支払	支障移設に要する占用企業者への移設補償費は「整備業務に係る対価」に含まれているのでしょうか。含まれている場合、支障移設を依頼する事業者毎の概算算出については、どのような根拠に基づいて積算すれば宜しいでしょうか。	前段について、ご理解のとおりです。後段についての詳細は入札公告時に示します。
23	実施方針	3	第1	1	(8)	事業者の支払	民間事業者への対価の支払いは、「国への所有権移転後、令和9年度から令和16年度までの間、事業者契約書に定める額を割賦方式により支払う。」とありますが、施設の所有権移転が事業者の提案により早期となる場合は、その分だけ維持管理業務の期間となるという解釈で宜しいでしょうか。	維持管理期間は8年間とします。
24	実施方針	3	第1	1	(8)	事業者の支払	民間事業者への対価の支払いは、「国への所有権移転後、令和9年度から令和16年度までの間、事業者契約書に定める額を割賦方式により支払う。」とありますが、施設の所有権移転が事業者の提案により早期となる場合は、その分だけ維持管理業務の期間となるという解釈で宜しいでしょうか。	維持管理期間は8年間とします。
25	実施方針	3	第1	1	(8)	事業者の支払	整備業務に係る対価について、国への所有権移転後、令和9年度から令和16年度までの間で割賦方式により支払うとされていますが、例えば令和9年度以前に工事目的物引き渡しをした場合にはその時点から割賦方式による支払いが開始されるものと捉えてよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
26	実施方針	3	第1	1	(6)	事業方式及び権利関係	事業区間における既存ストック活用の検討候補施設について、施設名、位置、規模等の資料は公表されますでしょうか。	国の所有物は情報がありませんが、民間企業の所有物は応募者において調査してください。関東地方整備局が所持する情報は閲覧要求において対応します。
27	実施方針	4	第1	1	(8)	事業者の支払い	施設の所有権移転が、事業者の提案により早期となる場合には、整備業務に係る対価の受領時期も早まり、所有移転後から受領できるとの理解で宜しいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
28	実施方針	4	第1	1	(9)	本事業の実施に関する協定等	SPCを設立しない場合、国との契約の相手方として、応募グループの代表企業単体、応募グループ構成員複数の連名、応募グループ構成員により組成される共同企業体のいずれとするかは、応募グループの任意という理解で宜しいでしょうか。	代表企業単体又は応募グループ構成員により組成される共同企業体のいずれかとします。
29	実施方針	9	第2	5	(1)	応募者の参加資格要件	S P Cを設置しない場合も、応募者の構成に協力企業を加える事は可能でしょうか。	実施方針に示したとおりです。
30	実施方針	9	第2	5	(1)	応募者の構成	応募グループが、SPCを設立しない設計企業を代表企業とするコンソーシアムの場合、発注者との事業契約を代表企業単独で締結し、建設企業等は代表企業と請負契約を結んだ上で施工業務等を一括して行うといった形態は可能でしょうか。また、その場合でも、応募者の資格要件はコンソーシアム全体で満足することで応募は可能でしょうか。	ご理解のとおりです。
31	実施方針	9	第2	5	(1)	応募者の構成	上記質問の内容で契約した場合の設計企業（代表企業）設計担当者の毎年度の手持ち業務量は、関東地方整備局の「入札説明書（共通事項）【総合評価落札方式（標準型）】（平成31年4月1日時点）」第4項（2）2ウの複数年契約についての記載に基づくと考えてよろしいでしょうか。その場合、単独契約のため、契約金額は事業契約の総額、履行期間は施工・維持管理期間も含む期間となるのでしょうか。	手持ち業務量の考え方については、ご理解のとおりです。履行期間については、要求水準書（案）に記載の「調査・設計業務」の実施期間とする方針です。

国道1号東小磯電線共同溝PFI事業 実施方針に係る質問回答

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
32	実施方針	9	第2	5	(1)③	応募者の構成	③において、SPCを設立しない場合の規定がありますが、SPCを設立しない場合、事業契約の契約主体は、代表企業1社という理解でよろしいでしょうか。また、この場合、代表企業から業務を受託し又は請負うことを予定する者のうち、構成員・協力企業の区分は、応募グループで任意で定めるという理解でよろしいでしょうか。	前段について、代表企業単体又は応募グループ構成員により組成される共同企業体のいずれかとします。 後段について、協力企業の定義については実施方針に示したとおりです。
33	実施方針	10	第2	5	(1)	応募者の構成	SPCを設立しない場合、応募グループを構成する企業はすべて構成員（協力企業ではない）という整理で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
34	実施方針	10	第2	5	(1)⑥	応募者の構成	「その他企業」の実施業務は、企業間の調整だけでも宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
35	実施方針	11	第2	5	(2)	応募者共通の参加資格要件	参加資格要件を満たせば、建設業許可を保有しない企業がSPCの代表企業として応募することは可能という解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
36	実施方針	12	第2	5	(3)	設計企業の参加資格要件	「代表企業、構成員又は協力企業のうち、第1.1 (5) ②アに掲げる設計業務を実施する者（以下「設計企業」という。）は次の①～④までの要件を満たさなければならない」と記載がありますが、この解釈については、代表企業、構成員又は協力企業で構成されるグループが①～④までの要件を満たしていれば良いという考え方でよろしいでしょうか。又は、代表企業、構成員、協力企業のいずれか1社（設計を担当する企業）が①～④までの全て要件を満たさなければならないという考え方でよろしいでしょうか。	設計業務を1社で実施する場合は、1社が①～④の全ての要件を満たす必要があります。設計業務を複数の企業で実施する場合には、①～④までのすべての要件を満たす企業が少なくとも1社含まれている必要があります。
37	実施方針	12	第2	5	(2)	応募者共通の参加資格要件	⑦における有識者等委員会の委員が、人的関係において関連のある者でないこととありますが、顧問契約を結んでいる場合はどうゆう判断となりますか。	顧問契約を結んでいる場合、有識者等委員が入札行為に関わらないことの証明をしてください。
38	実施方針	15	第2	5	(4)③	工事企業の参加資格条件	工事業務着手後、事業者の帰責理由によらない、予期せぬ事情により長期間施工不可となった場合、一般的な国土交通省様発注工事と同様に、工事一時中止の対応は可能でしょうか。 この場合、一時中止期間は主任（監理）技術者の専任期間に含まれないと考えてよろしいですか。 またこの場合、事業期間（工事業務期間、維持管理業務期間）は一時中止期間に伴い延長となりますか。	関東地方整備局との協議の結果により可能とします。
39	実施方針	15	第2	5	(4)③イ	工事企業の参加資格要件	「平成16年4月1日以降に、元請として同種工事（上記②に掲げる工事）の経験を有する者であること」と記載がありますが、該当発注者から委託され、受託した同種工事を施工した実績でもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
40	実施方針	16	第2	5	(4)④	工事企業の参加資格要件	既存ストック活用工事となる場合においては、「通信設備工事」の参加資格認定を受けていることが必要とされていますが、この場合においても配置する主任（監理）技術者については、③項の技術者要件を満たす技術者を配置することでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
41	実施方針	16	第2	5	(5)①	工事監理企業の参加資格要件	「平成19年4月1日以降に同種工事（（4）②に掲げる工事）の工事監督を支援、または、自ら工事監督を行った実績を有すること。」と記載がありますが、該当発注者から委託され、受託した同種工事を施工した実績でもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
42	実施方針	16	第2	5	(6)	維持管理企業の参加資格要件	「代表企業、構成員又は協力企業のうち、第1.1 (5) ②エに掲げる維持管理業務を実施する者（以下「維持管理企業」という。）は、次の①及び②の要件を満たさなければならない」と記載がありますが、この解釈については、代表企業、構成員又は協力企業で構成されるグループが①及び②の要件を満たしていれば良いという考え方でよろしいでしょうか。又は、点検～維持修繕までをひとつの企業が担当する場合、代表企業、構成員、協力企業のいずれか1社が①及び②の要件を満たさなければならないという考え方でよろしいでしょうか。	後者の考え方のとおりです。
43	実施方針	17	第3	1	(3)	リスクが顕在化した場合の費用負担の方法	既存ストック活用を実施する場合、事前に国が占有者所有の既存施設の健全性を確認したうえで所有権を取得されると考えますが、その後の維持管理業務期間中に既存施設の潜在的な損傷が顕在化し復旧費用が発生した場合、事業者のリスク分担はあるでしょうか。	関東地方整備局のリスク負担とします。
44	実施方針	18	第3	2	(3)②	維持管理の検査	維持管理業務の検査の項目に記載されている「各支払期」について、維持管理業務に係る対価支払は各年度末支払いとの理解で宜しいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。

国道1号東小磯電線共同溝PFI事業 実施方針に係る質問回答

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
45	実施方針	18	第3	2	(3) ②	維持管理業務の検査	維持管理業務の検査の項目に記載されている「各支払期」について、維持管理業務に係る対価支払は各年度末との理解でよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
46	実施方針	22	第8	3	(2)	設計図書等の閲覧	閲覧資料に「概略検討成果」とありますが、概略検討では電線管理者から配線計画が提出されておりますでしょうか、それとも現地状況から想定して作成されたものでしょうか。また当該路線は無電柱化協議会における合意済み路線でしょうか。	前段について、配線計画は想定して作成されたものです。後段については合意済みです。
47	実施方針	26	別紙2			事業対象区域図	27頁別紙3と比較しますと横断管路の表記が異なっていますが、どちらが正しい計画図となりますか。	別紙2, 別紙3はそれぞれ異なる情報を示した図であり、別紙を示す目的が異なります。
48	別紙3	27				平面図・標準断面図	下り車線における歩道ルート埋設をする事で、松並木の存続が困難（掘削による根枯れ等）と判断した場合には大幅なルート変更（金額を含む）は可能でしょうか。	概略検討結果は現時点で関東地方整備局が考える標準的な案を参考に示したものであり、提案は概略検討結果に縛られるものではありません。
49	別紙3	27				平面図・標準断面図	工事施工に支障となる、松等大木の剪定費用も計上するのでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
50	別紙3	27				平面図・標準断面図	現歩道に地上機器を設置すると、歩道幅員の残りが1.5m程度となりますが支障はありませんか。	地上機器の配置については提案してください。
51	別紙4	28			2	リスク分担表	番号2 「国は事業者に遅延利息を支払う。」と記載がありますが、どのようなものを想定されているでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
52	別紙4	28			3	リスク分担表	番号3 「事業者は国に遅延利息を支払う。」と記載がありますが、どのようなものを想定されているでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
53	別紙4	29			13	リスク分担表	番号13・14の説明に「増加費用又は損害について、建設工事費等の1%相当までを事業者が・・・」とありますが、不可抗力により生じる費用等は国の負担を要望しますがいかがでしょうか。また、「建設工事費等の1%相当まで事業者が負担」する考え方を教えてください。	内閣府の「PFI事業契約の条項例（案）」でも示されていますが、公共工事標準約款第29条第4項において請負代金額の100分の1を請負者が負担することとしており、これに準じた考え方としたものです。
54	別紙4	29			16	リスク分担表	番号16 要求水準変更リスクについて「法令の変更又は新設、税率の変更、技術革新等による、事業費の減額を目的とした要求水準の変更又は・・・」と記載がありますが、記載の事象が生じた場合は、事業契約額の変更（減額）となると理解いたしますが、このような場合は国と事業者にて協議のうえという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
55	別紙4	29			17	リスク分担表	番号17 国が許認可を取得する必要とは、どのようなものを想定されているでしょうか。	現時点では、想定していません。
56	別紙4	29			20	リスク分担表	番号20 住民運動に関するリスクで、当該増加費用を合理的な範囲内において国が負担とありますが、合理的な範囲についてご教示願います。	要求水準書第2.5. 調整マネジメント業務(設計段階)(3)事業説明、地元・関係者機関調整等における、地域住民及び地権者からの同意取得の努力義務範囲内を想定しています。
57	別紙4	29			20	リスク分担表	番号20 住民運動に関するリスクについて「無電柱化の導入に関する住民団体等の反対運動への対応及びそれに起因する事業期間の変更、契約解除等に伴う追加費用」は、国と事業者の双方が負担することとなっております。事業の円滑な推進に事業者は全面的に協力すべきですが、導入段階では事業者のリスクコントロールは不可能であるため、事業者の費用負担等は該当しないと考えますがいかがでしょうか。	要求水準書第2.5. 調整マネジメント業務(設計段階)(3)事業説明、地元・関係者機関調整等における、地域住民及び地権者からの同意取得の努力義務範囲内を想定しています。
58	別紙4	29			20	リスク分担表	番号20 当該増加費用を合理的な範囲内で国が負担する、とされていますが、合理的な範囲とは具体的にどの程度を想定されていますか。例えば工事着手前の事業の周知活動を行っている時にリスクが顕在化した場合、当該リスクによる事業の遅延等にかかる費用は、合理的な範囲と見なされますか。	要求水準書第2.5. 調整マネジメント業務(設計段階)(3)事業説明、地元・関係者機関調整等における、地域住民及び地権者からの同意取得の努力義務範囲内を想定しています。
59	別紙4	29			21	リスク分担表	番号21 松並木保全事業に関わる団体等との協議等により、樹木診断、剪定、養生、薬品等に関する費用が発生する場合、費用負担の考え方はどのようになるでしょうか。	国の負担とします。

国道1号東小磯電線共同溝PFI事業 実施方針に係る質問回答

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
60	別紙4	30			24・25	リスク分担表	リスク分類「電線共同溝の設計一調査に関するリスク」について、なにをもって調査とみなすのか、定義を明確にすることは可能でしょうか。	リスク分担表のとおりです。
61	別紙4	30			26 27	リスク分担表 設計変更に関するリスク	要求水準書（案）において、変更等が発生した場合、「関東地方整備局と協議の上、設計変更の対象とする」と記載されている項目と、「関東地方整備局と協議するものとする」と記載されている項目がありますが、後者においても事業者の帰責事由がなく、施工者を問わず発生するような変更事象は設計変更の対象となるのでしょうか。	発生する事象により判断します。
62	別紙4	30			26 27	リスク分担表 設計変更に関するリスク	本事業における設計変更は、従来発注方式による電線共同溝工事と同様な事象が対象となり、同様な判断基準に基づいて行われるのでしょうか。	詳細設計は受注者で実施するものであり、現場条件の変更といった受注者が合理的に判断できないものについてのみ設計変更の対象とする予定です。
63	別紙4	30			26 27	リスク分担表 設計変更に関するリスク	設計変更を行う場合、入札説明書、要求水準書及び貸与資料（概略検討成果等）といった設計図書等に基づき作成・提出した事業計画（提案内容や積算内訳等）をベースに協議・変更が行われるのでしょうか。	工事業務の事業費の最終的な確定は、詳細設計の成果に基づきます。詳細は入札説明書で示します。
64	別紙4	30			26・27	リスク分担表	リスク分類「電線共同溝の設計一設計変更に関するリスク」について、事業者の帰責事由とはどういった範囲まで含まれるのでしょうか。 松の根の張り具合による施工への影響など、設計段階で想定できない事象は対象外という理解で宜しいのでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
65	別紙4	30			30-32	リスク分担表	リスク分類「電線共同溝の設計一環境対策リスク」について、具体的にはどのような内容を指すのでしょうか。	リスク分担表のとおりです。
66	別紙4	30			30	リスク分担表	番号30 松の木に影響が発生した場合のリスクについてどの程度のリスクを想定していますか。	事業者が合理的に判断できる範囲を想定しています。
67	別紙1				33	リスク分担表	番号33国の帰責事由により引渡しが遅延した場合、維持管理業務の期間は短縮されるのでしょうか。又は遅れた引渡し時から8年間（令和17年3月末を超過）となるのでしょうか。	維持管理業務期間は、令和17年3月末を超過しません。
68	別紙4	30			33	リスク分担表	番号33 損害遅延金の算出方法については、入札公告時に明示していただけると考えてよろしいですか。	詳細は入札公告時に示します。
69	別紙4	30			34	リスク分担表	番号34 「与条件として明示していない地中障害物の処理によるもの」の負担者は国と記載がありますが、処理期間が長期間となる場合において、不測に発生する間接工事費等の増加についてはどのようにお考えでしょうか。例えば、遺跡等の埋蔵文化財が出土し、当該地域の教育委員会による埋蔵文化財調査が必要となった場合、工事一時中止により増加する間接工事費等を想定しております。	地中障害物の処理期間が長期となる場合において不測に発生する間接工事費の増加や遺跡等の埋蔵文化財が出土し、当該地域の教育委員会による埋蔵文化財調査が必要となった場合、工事一時中止により増加する間接工事費の増加は関東地方整備局負担とします。
70	別紙4	30			34	リスク分担表	番号34 「与条件として明示していない地中障害物」とは、松の根、枯損木を含むとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
71	別紙4	30			34	リスク分担表	番号34 「与条件として明示していない地中障害物の処理によるもの」の負担者は国と記載がありますが、処理期間が長期間となる場合において、不測に発生する間接工事費等の増加についてはどのようにお考えでしょうか。 例えば、遺跡等の埋蔵文化財が出土し、当該地域の教育委員会による埋蔵文化財調査が必要となった場合、工事一時中止により増加する間接工事費等を想定しております。	地中障害物の処理期間が長期となる場合において不測に発生する間接工事費の増加や遺跡等の埋蔵文化財が出土し、当該地域の教育委員会による埋蔵文化財調査が必要となった場合、工事一時中止により増加する間接工事費の増加は関東地方整備局負担とします。
72	別紙4	30			34	リスク分担表	番号34 与条件として明示されていない松の幹、枝等の空中障害物による場合は、どのような扱いとなるのでしょうか。 例えば電線共同溝特殊部を設置する際に上空の松の木が支障になり、住民説明や剪定等に期間・費用を要した場合、リスク負担はどのような考え方となりますか。	事業者のリスク負担とします。
73	別紙4	30			39	リスク分担表	番号39 施工により松並木が枯れてしまった場合の補償は保険によりすべて対応しようと考えておりますが、問題ないでしょうか。	ご理解のとおりです。

国道1号東小磯電線共同溝PFI事業 実施方針に係る質問回答

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
74	別紙4	30			39	リスク分担表	番号39 松並木に異常が発生した場合の対応方法は別途協議と考えておりますが、よろしいでしょうか。	起因者により判断します。
75	別紙4	30			39	リスク分担表	過年度の情報BOX構築工事等にて、松周辺での掘削、松の根の処理状況等の施工記録写真等がございましたら、それらを提供していただくことは可能でしょうか。	情報ボックスの工事写真は保存期間を経過したため、ありません。
76	別紙4	30			39 40 41	リスク分担表 第三者への損害リスク	工事の施工に伴う第三者への損害において、施工者を問わず避けることができない事象に起因するもの及びその対策のための費用増加は、国の負担となるのでしょうか。	国のリスク負担とします。
77	別紙4	30			40	リスク分担表	番号40 第三者への損害リスク「国の帰責事由により、工事の施工について第三者に及ぼした損害」の説明に「ただし、保険によりてん補された部分を除く」とありますが、事業者側でどの範囲のリスクまで想定し保険料を負担すべきか基本的な考え方を教えてください。	詳細は入札公告時に示します。
78	別紙4	31			43	リスク分担表	番号43 部分引渡しは可能でしょうか。	部分引き渡しは想定していません。
79	別紙4	31			44	リスク分担表	番号44 物価上昇リスク「著しく急激な価格水準の変動」とはどの程度を想定していますか。	詳細は入札公告時に示します。
80	別紙4	31			44	リスク分担表	リスク分類「電線共同溝の整備・引渡しー物価上昇リスク」における、「著しく、急激な価格水準の変動・・・」とは、具体的にどれくらいの変動を指すのでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
81	別紙4	31			44	リスク分担表	番号44 物価上昇率等の基準・考え方等について、入札公告時に明示していただけると考えてよろしいですか。	ご理解のとおりです。
82	別紙4	31			53	リスク分担表	リスク分類「管理ー管理業務の開始遅延・中止・中断リスク」について、事業者も負担者となっていますが、このリスクについて、事業者は具体的にどのような負担が生じるのでしょうか。	一般的な法令変更の場合は事業者の負担とします。不可抗力に起因する場合、内閣府の「PFI事業契約の条項例（案）」でも示されていますが、公共工事標準約款第29条第4項において請負代金額の100分の1を請負者が負担することとしており、これに準じた考え方としたものです。
83	別紙4	31			55	リスク分担表	番号55 物価上昇リスク「一定の条件を満たす場合」とはどの程度を想定していますか。	詳細は入札公告時に示します。
84	別紙4	31			55	リスク分担表	リスク分類「管理ー物価上昇リスク」について、「一定の条件を満たす場合」とは、具体的にどのような条件なのか、お示しいただけますでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
85	別紙4	31			55	リスク分担表	番号55 物価上昇リスクの説明に「一定の条件を満たす場合」と記載がありますが、入札公告時に明示していただけると考えてよろしいですか。	詳細は入札公告時に示します。
86	別紙4	32			60	リスク分担表	番号60 契約解除リスク 不可抗力に起因する契約解除の説明に「国及び事業者は応分に増加費用又は損害を負担する。」と記載がありますが、不可抗力の場合は、国の負担という理解でよろしいでしょうか。また、不可抗力であっても、それぞれが応分に負担する理由を含めて、ご教示願います。	金融費用の負担に関しては、協議することがあります。
87	別紙4	32			60	リスク分担表	番号60 契約解除リスク 不可抗力に起因する契約解除の説明に「国及び事業者は応分に増加費用又は損害を負担する。」と記載がありますが、不可抗力の場合は、国の負担という理解でよろしいでしょうか。また、不可抗力であっても、それぞれが応分に負担する理由を含めて、ご教示願います。	金融費用の負担に関しては、協議することがあります。
88	別紙4	32			61	リスク分担表	番号61 契約解除リスク 法令変更に起因する契約解除の説明に「国及び事業者は応分に増加費用又は損害を負担する」と記載がありますが、法令変更は事業者がコントロールできるものではないため、国の負担という理解でよろしいでしょうか。また、それぞれが応分に負担する理由を含めてご教示願います。	金融費用の負担に関しては、協議することがあります。
89	別紙4	32			61	リスク分担表	番号61 契約解除リスク 法令変更に起因する契約解除の説明に「国及び事業者は応分に増加費用又は損害を負担する」と記載がありますが、法令変更は事業者がコントロールできるものではないため、国の負担という理解でよろしいでしょうか。また、それぞれが応分に負担する理由を含めてご教示願います。	金融費用の負担に関しては、協議することがあります。

国道1号東小磯電線共同溝PFI事業 実施方針に係る意見回答

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
1	実施方針	1	第1	1	(4)	事業目的	「大磯町の歴史ある美しい街並み再生形成」と記載されていますが、総合評価落札形式である以上、斬新な提案をしても採用されないことが予想されます。費用とのバランスが必要なことは理解しておりますが、電線共同溝が整備されずと道路の掘り返しも無くなることから景観を考慮した整備も必要と考えます。	ご意見については承りました。
2	実施方針	22	第8	3	(3)	実施方針に関する説明会	実施方針に関する説明会は開催しないとされていますが、入札説明書に関する説明会及び現地説明会を開催していただけないでしょうか。	実施は想定していません。
3	別紙4	30			28	リスク分担表	リスク分類「電線共同溝の設計－設計図書の瑕疵リスク」について、「概略検討結果はあくまで参考として・・・」とありますが、唯一の参考資料の内容如何により事業者の増加費用又は損害を受けるのでは、検討の拠り所がありません。国側も「○」とし、発生事象によっては「国と協議できる」といった内容にできないでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
4	別紙4	30			28	リスク分担表	概略検討結果には道路付属物ならびに道路占用物件についての計画がありません。いずれも、計画の有無により事業費が大きく変動するため、現時点での計画に無い事象が生じた際は、国側に「○」とすることはできないでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
5	別紙4	30			34	リスク分担表	リスク分類「電線共同溝の整備・引渡し－引渡し遅延リスク」については、「電線共同溝の設計」におけるリスクでもあると思われます。「電線共同溝の設計－調査に関するリスク」に含めることは可能でしょうか。	設計では、遅延リスクを想定していません。
6	別紙4	31			46	リスク分担表	リスク分類「管理－臨機の措置に関するリスク」について、事業者が負担すべき範囲を明確にすることは可能でしょうか。	リスク分担表のとおりとします。
7	別紙4	31			47・48	リスク分担表	施設の損傷リスクについては、国又は事業者のいずれの責めにも帰さない事由により損傷が発生した場合の負担者を国としているので、第三者への損害リスクについても同様の定めをしていただけないでしょうか。	リスク分担表のとおりとします。

国道1号東小磯電線共同溝PFI事業 要求水準書（案）に係る質問回答

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
1	要求水準書	2	第1	6	—	事業の概要	電線共同溝の引込管および連系管路・連系設備の工事業務および維持管理業務区分（範囲）をご教授願います。	本事業においては、引込管及び連系管路・連系設備の維持管理業務は含みません。
2	要求水準書	2	第1	6		事業の概要	維持管理業務のうち、車道と歩道は舗装の補修のみを行うこととありますが、P50の補修業務における記載内容は、特殊部の蓋の補修のみとなっております。道路と歩道の舗装の補修とは、貴局による異常発見時や災害時における補修であり、その費用は入札価格には含まれないという理解で宜しいでしょうか。	歩道と車道の舗装の補修を含んでいます。当該費用は入札価格に含みます。
3	要求水準	2	第1	6		事業の概要	2頁には、特定事業の対象に「電線共同溝（管路部）の引込管、連系管を含む」とあり、16頁では「引込管と連系管に係る費用については関東地方整備局と協議して決定する」とあります。連系管路および引込管路は電線共同溝本体であるため、本体工事に含むという解釈で間違いございませんでしょうか。また連系設備、引込設備の費用の取り扱いについてご教示願えますでしょうか。	前段についてはご理解のとおりです。後段の費用については、入札公告時に示します。
4	要求水準	2	第1	6		事業の概要	維持管理業務の対象範囲について、上下線とも車道・歩道の舗装が含まれていますが、管内維持修繕等工事の対象から当該区間のみ除外され、本事業にて対応するという事によろしいでしょうか。	上下線の車道・歩道の舗装の補修は、維持管理業務対象範囲に含みます。
5	要求水準	3	第1	7	(2)	事業の概要	工事業務の範囲に「電線の入線工事や既存電柱・電線の撤去・移設は業務に含まない」とありますが、既設埋設管や信号柱などの移設が必要となった場合の取り扱いについてご教示願えますでしょうか。	支障物移転は工事業務に含みます。
6	要求水準書	3	第1	7	(2).1)	工事業務	電線の入線工事や既存電柱・電線の撤去・移設は業務に含まない。となっておりますが、工事に伴う仮移設や復元も含まないとの解釈でよろしいのでしょうか。	工事に伴う仮移設は業務に含みます。
7	要求水準書	3	第1	7	(5).2)	事業期間	設計業務・工事業務期間の短縮はできるとなっていますが、工事完成が早まった場合、維持管理期間までの空白の期間の位置付けはどのようになるのでしょうか。	維持管理業務は、引き渡し後8年間となります。
8	要求水準書（案）	3	第1	7	(5)	事業期間	設計業務・工事業務期間が、事業契約の締結～令和9年3月頃（上限8年）とされておりますが、設計業務の完了時期についてご指定はございますか。また、例えば上り車線部分の詳細設計を先に完了させ、設計完了した部分の工事業務を行いつつ、下り車線の詳細設計を実施する、などといった業務期間の短縮に向けた調整は可能でしょうか。	前段については、完了時期の指定はありません。後段については、設計成果の分割は想定していません。
9	要求水準書（案）	5	第1	14	—	要求水準の変更	要求水準の変更に伴い、費用が増減する場合は、変更対象という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	要求水準書（案）	6	第2	1	(2)	業務の条件	「設計業務の遂行にあたり、関東地方整備局と協議のうえ進めるものとし、その内容についてその都度書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認するものとする。」と記載がありますが、これは一般の業務請負と同様かと思われます。内閣府のホームページでは、PFI事業の性格として「民間事業者の自主性と創意工夫を尊重することにより、効率的かつ効果的に実施すること。（効率性原則）」とあり、事業者の裁量により、業務の遂行ができるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
11	要求水準書（案）	6	第2	1	(2)	業務の条件	予備設計図に示された参画条数に基づき、事業の当初計画を策定し、詳細設計時点で再度、電線共同溝利用者と調整を図り、当初との差分は変更対象とする考え方でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
12	要求水準	8	第2	1	(5)	安全等の確保	試掘調査について、8頁では昼間となっておりますが、13頁では夜間となっております。どちらを想定されていますでしょうか。	夜間とします。詳細は入札公告時に示します。
13	要求水準書（案）	8	第2	1	(5)	安全の確保	調査期間中に配置する交通整理誘導員は、「交通管理者等との協議条件など社会的要件、現地精査に基づき配置人員の変更が必要となった場合は、関東地方整備局と協議するものとする」とありますが、設計変更の対象となるのでしょうか。	配置人員の変更が必要となった理由によります。
14	要求水準書	10	第2	2		CIM活用について	CIM活用業務とは、2(2)定義.2)②CIMモデル活用b)に記載ある地下埋設物の支障確認を3Dデータで確認した場合でもCIM活用業務を満たしたという解釈で宜しいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
15	要求水準	10	第2	3	(1)	設計条件	本特記仕様書第2条とは、どこを指すもののでしょうか。	1ページの事業対象区域の事業延長に示すとおりです。

国道1号東小磯電線共同溝PFI事業 要求水準書（案）に係る質問回答

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
16	要求水準書（案）	10、33	第2、第3	23	(2)、(2)	CIM活用業務（定義） CIM活用工事（定義）	CIM活用業務及び工事について、CIMモデルの作成・更新とされていますが、このCIMモデルの作成に係る要求水準については、入札公告時に明示していただけたらと考えてよろしいですか。	提案に基づきます。
17	要求水準書	12	第2	3	(3)	数量計算	5.(3)のうち関係企業者との調整とありますが、5.(3)は地元住民及び地権者への説明の項目となっています。ここでの関係企業者とは地元住民及び地権者を指すという理解で宜しいでしょうか。	関係企業者とは、5.(3)事業説明、地元・関係者期間調整等です。入札公告時に修正版を示します。
18	要求水準	12	第2	3	(5)	路線測量（横断測量）	路線測量（横断測量）のみ計上されていますが、基準点測量、地形測量、路線測量（中心線・縦断測量等）は実施済みでしょうか。	実施しておりません。
19	要求水準書	12	第2	3	(6)	埋設物地中探査（現場測定）	埋設物地中探査とは、非破壊という解釈で宜しいでしょうか。また、その場合、現場状況により採用が適当でない場合は探査業務を不要とし、試掘調査のみでも宜しいのでしょうか。	前段について、ご理解のとおりです。後段については提案に基づきます。
20	要求水準書（案）	15	第2	5	(4)	支障物件等調査及び移転協議	設計業務に係る調整業務で行う業務の（4）支障物件等調査及び移転協議は、全て事業契約後の変更対象という理解でよろしいでしょうか。要求水準書（案）の記載にもありますように、詳細設計の段階で電線共同溝の埋設位置を決定し、支障物件の抽出と移転計画を立案することとなるため、調査に必要な試験掘り箇所等の決定は、占用事業者との移転協議結果によって増減すると考えます。	詳細は入札公告時に示します。
21	要求水準書（案）	15	第2	5	(4)	支障物件等調査及び移転協議	支障物件等調査及び移転協議について「なお、占用者等への協議は事前に協議内容を関東地方整備局と協議した上で行うものとする。」と記載がありますが、既設埋設物の移設協議は、占用者等と再三の協議が必要と思われる、その都度の「協議内容を関東地方整備局と協議した上で行うもの」となると、機動性や即応性が損なわれると考えます。また、事前協議以外に要求される適時報告・協議、結果事後報告等についてどのようにお考えかご教示願います。	詳細は入札公告時に示します。
22	要求水準書（案）	15	第2	5	(4)	支障物件等調査及び移転協議	調査及び協議の結果、移転し難い支障物件が発生し、電線共同溝本体の切り回し等の変更が避けられない場合には、設計変更の対象となるのでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
23	要求水準書（案）	15	第2	5	(5)	家屋調査等	「事業者は、必要に応じて家屋調査を実施し」と記載されていますが、調査区域は入札公告時に明示していただけたらと考えてよろしいですか。	調査区域は必要に応じてご提案ください。
24	要求水準書	16	第2	5	(7)	入線事業者等との引込管及び連系管の協議	「・・・前項の入線事業者等と協議した上で引込管、連系管の設計を依頼するものとする。」とありますが、具体的な依頼先は何処になりますか。また、本事業で設計するという選択肢はありませんか。	前段については、要求水準書に示すとおりです。後段については、当該選択肢はありません。
25	要求水準書	16	第2	5	(7)	入線事業者等との引込管及び連系管の協議	引込管、連系管に要する費用が本事業費に含まれ、且つ、設計依頼をする場合、その設計及び工事概算額の算出については、どのような根拠に基づいて積算すれば宜しいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
26	要求水準書（案）	16	第2	5	(7)	入線事業者等と引込管及び連系管の協議	調整マネジメント業務で行う業務の（7）入線事業者等と引込管及び連系管の協議は、「引込管と連系管に係る費用については、関東地方整備局と協議して決定する。」とありますが、全て契約後の設計変更対象と理解してよろしいでしょうか。その他、これに関連して下記項目について伺います。 ①電線管理者への業務委託契約業務は当該事業に含まれるのでしょうか。 ②引込管及び連系管の設計～施工に要する費用（委託費）は当該事業を経由して支払うのでしょうか。	前段について、設計及び工事についてはご理解のとおりです。後段の①、②については、ご理解のとおりです。
27	要求水準書（案）	16	第2	5	(8)	道路照明、道路標識、信号・横断歩道等の計画調整	調整マネジメント業務で行う業務の（8）道路照明、道路標識、信号・横断歩道等の計画調整は関東地方整備局で実施され、その結果をもって当該事業で詳細設計に反映するものとの理解でよろしいでしょうか。また、道路照明等の設計～施工に要する費用は全て設計変更対象との理解でよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
28	要求水準書	17	第3	1	(1)	一般事項	施設の完成後の所有権移転は、工区ごとに行うことは可能でしょうか。また、工区ごとに所有権移転が可能な場合、維持管理業務期間は最後の所有権移転が行われた時点から8年間という理解で宜しいでしょうか。	部分引き渡しは想定していません。

国道1号東小磯電線共同溝PFI事業 要求水準書（案）に係る質問回答

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
29	要求水準書（案）	17	第3	1	(2)	業務の条件	本業務区間において、文化遺産である松並木が林立しており、当該松並木に対する地元住民等の関心は非常に高いものと考えられます。そのため本業務においては、地元住民様等は松並木への影響を非常に懸念されるものと思われ、スムーズな合意を得るためにも、説明会に関東地方整備局様、大磯町役場様等の同席についてご協力をいただくことは可能でしょうか。	必要に応じて可能です。
30	要求水準書	18	第3	1	(4)	工事書類の作成について	土木工事書類作成マニュアルは、平成30年6月に改訂されていますが、改定後の最新版が適用されるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
31	要求水準書	18	第3	1	(4)	工事書類の作成について	「工事関係書類一覧表」（別紙-3）とは、「土木工事書類作成マニュアル（平成30年6月）」における「工事関係書類一覧表〔関東地方整備局版〕（H30.6版）」という理解で宜しいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
32	要求水準書（案）	18	第3	1	(3)	現場代理人等	「公共工事標準請負契約約款第10条第4項」においては、同一人物が現場代理人と主任技術者を兼務することが可能とされておりますが、本事業においても適用できるものと考えてよろしいですか。	ご理解のとおりです。
33	要求水準書	25	第3	1	(16)	工事中の安全確保	工期短縮の提案を行う場合、交通整理誘導員の配置は提案する工事期間に即して計上して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
34	要求水準書（案）	25	第3	1	(16)	工事中の安全確保	電線共同溝の施工にあたり、支障となる松の木の根の処理方法は協議とさせていただきます。よろしくお願いいたします。	廃棄物として処理する場合は、要求水準書に示しております。
35	要求水準書（案）	25	第3	1	(16) 5)	工事中の安全確保	工事期間中に配置する交通整理誘導員は、「交通管理者等との協議条件など社会的要件、現地精査に基づき配置人員の変更が必要となった場合は、関東地方整備局と協議するものとする」とありますが、設計変更の対象となるのでしょうか。	関東地方整備局と協議により、設計変更の対象となります。
36	要求水準書	26	第3	1	(17)	交通整理誘導員の資格	1日に複数名以上が必要な場合は、有資格誘導員1名の配置で良いのでしょうか。	ご理解のとおりです。
37	要求水準書	30	第3	1	(32)	品質証明	別紙-4の提出様式とは何を指すのでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
38	要求水準書（案）	30	第3	1	33)	事業者による完成検査	「事業者による完成検査の報告終了後、完成（引渡）検査日の45日前までに・・・」と記載がありますが、社内検査完了後45日必要な理由をご教示願います。	記載のとおりです。
39	要求水準書	32	第3	2	(8)	資料等の返却等	証明書（別紙-10）とは、別紙-3という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
40	要求水準書（案）	33	第3	3	(3)	CIM活用工事の費用について	CIM活用工事の費用については、CIM導入ガイドライン土工編に示されている「3次元MCまたは3次元MGバックホウ」等の機械経費も含まれるものと捉えてよろしいのでしょうか。	ご理解の通りです。ただし、CIM活用の意義は、実施方針参考資料を参照ください。
41	要求水準書	34	第3	4	(2)	管路材	別紙規格（別紙-11-1～9）とは何を指すのでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
42	要求水準書（案）	34	第3	4	(2)	管路材	管路材の仕様を示す別紙規格（別紙-11-1～9）については、入札公告時に明示していただけたらと考えてよろしいですか。	ご理解のとおりです。
43	要求水準書	34	第3	4	(4)	区画線	別紙-12とは、何を指すのでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
44	要求水準書（案）	34	第3	4	(4)	区画線	区画線の設置様式を示す別紙-12については、入札公告時に明示していただけたらと考えてよろしいですか。	ご理解のとおりです。
45	要求水準書（案）	35	第3	5	(1)	工事の遵守事項	「電線共同溝管理規程」、「電線共同溝保安細則」、「電線共同溝・情報ボックス管理マニュアル」、「電線共同溝参考資料」については、貸与していただけますでしょうか。	受注者に貸与します。

国道1号東小磯電線共同溝PFI事業 要求水準書（案）に係る質問回答

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
46	要求水準書（案）	35	第3	5	(2)	取り壊し工及び路床掘削	「日々作業範囲における舗装版切断を行い」とされていますが、道路交通に支障とならない範囲で、日々の作業範囲以外の部分を先行して切断することは可能でしょうか。	現地状況によります。
47	要求水準書（案）	36	第3	6	(3)	地下埋設物調査	「第3 1.(16)6 試掘及び埋設物の防護」の項目では「地下埋設物に影響を与える箇所について埋設物の管理者と協議し必要と判断された場合は、試掘の実施について関東地方整備局と協議するものとし、設計変更の対象とする」とあります。一方、本項目「地下埋設物調査」では「地下埋設状況が不明な箇所について試掘調査が必要な場合、調査実施前に調査箇所及び調査方法等の詳細について関東地方整備局と協議するものとする」とありますが、設計変更の対象となるのでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
48	要求水準書	37	第3	7	(2)	建設発生土の搬出先への情報提供	別紙-13とは、何を指すのでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
49	要求水準書（案）	40	第3	9	(3)	平板ブロック	現行のアスファルト舗装を平板ブロック舗装に変更することとなっていますが、松の根が支障となり平板ブロック舗装を施せない可能性がございます。この場合、別途協議させていただくことでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
50	要求水準書（案）	41	第3	10	(1)	一般施工	3)の「特に関東地方整備局から指示した箇所」とは、具体的にどのような作業内容・箇所を想定されていますか。	詳細は入札公告時に示します。
51	要求水準書	42	第3	11	(1)	台帳等の資料	別紙-14とは、何を指すのでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
52	要求水準書（案）	45	第4	-	-	工事監理業務	直轄工事において段階確認、記録写真立会など、国の職員等が現場確認を実施されている業務がありますが、本事業ではこれら現地での立会・確認業務を工事施工を行う工事企業が代行できるか、または工事監理企業が代行できるか、事業者の判断に委ねられるのかご教示ください。	工事監理企業が実施します。
53	要求水準書	46	第5	1	(1)	一般事項	補修業務に「車道及び歩道について、舗装の補修が必要となった場合に実施する」と記載されておりますが、舗装の点検は別途維持工事業者で行うという解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
54	要求水準書（案）	46	第5	1	1) 3	調整マネジメント業務（維持管理段階）	本事業で構築した電線共同溝の維持管理段階で第三者の工事等が近接して施工する場合、本事業にて立会確認等を実施するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
55	要求水準書	46	第5	1	(1). 2)	補修業務	維持管理業務として簡易な舗装の補修費用を計上しようとしています。どの程度（範囲）までかをご教授願います。（参考として、P50. 第5. 3. (1)【一般事項】では、特殊部の蓋の補修となっています。）	「平成27年度道路維持管理計画書 国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所」によります。
56	要求水準書（案）	46	第5	1	(2) 2)	業務従事者の要件等	2) 業務従事者の要件等に「事業者は、業務従事者には必要な業務遂行能力及び資格を有する者をあて」と記載されていますが、業務従事者に必要な能力及び資格についてご教示ください。	要求水準書（案）に示しております。
57	要求水準書	49	第5	1	(6). 3)	打合せ	抜柱・入線についての工程ですが、現在施工中（小田原市側）と同時期での施工ですか。当区間だけの場合は、現在施工中の抜柱工程および仮設工事概要の提示をお願いします。	受注者に示します。
58	要求水準書	50	第5	2	(2)	管理台帳の作成、修正	「これらの修正に伴う費用については、関東地方整備局と協議して決定する。」とありますが、これは、「整備業務に係る対価」に含まれているのでしょうか。	含みます。
59	要求水準	50	第5	2	(2)	要求水準	管理台帳の修正に伴う費用は、関東地方整備局と協議の上決定とあります。これは当初の入札額には含まず、修正の量等に応じて設計変更を行うものと考えてよろしいでしょうか。また、管理台帳の作成、応急措置、特殊部の蓋と車道・歩道舗装の補修は、その頻度等を事業者が想定し、入札金額に含むと考えてよろしいでしょうか。	前段について、当初の入札額に含みます。後段については、入札公告時に示します。
60	要求水準書	50	第5	2	(3)	特記事項	点検及び確認周期は、施設完成5年後とありますが、完成した工区ごとの部分引渡しを認めて頂いた場合で当該工区の維持管理期間が10年を超える場合、事業期間中2回の点検が必要でしょうか。	部分引き渡しは想定していません。

国道1号東小磯電線共同溝PFI事業 要求水準書（案）に係る質問回答

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
61	要求水準書	50	第5	2	(3)	特記事項	点検箇所は、電線共同溝(管路部、特殊部)及び(横断部)のみという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
62	要求水準書	50	第5	2	(3)	点検及び確認周期	「点検及び確認周期は、施設完成の5年後に実施するものとする。」とありますが、これは工事業務で施工した電線共同溝について、実施方針3頁第1.7.(5)で示された事業期間どおり令和9年3月に完成・引渡しをした場合、その後維持管理業務の期間中(8年)のうち、5年目に1回のみ点検するという解釈で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
63	要求水準	50	第5	2	(3)	特記事項	点検及び確認周期は施設完成の5年後となっており、維持管理期間は8年間のため、点検及び確認は事業期間中1回の実施ということでしょうか。また、確認とはどういった行為をさすものでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、提案に基づきます。
64	要求水準	50	第5	3	(1)	一般事項	補修業務は特殊部の蓋の補修が対象となっていますが、46頁では車道及び歩道の舗装についても対象とされています。舗装の補修についての要求水準についても、現時点では51頁(2)2)に示される内容と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
65	要求水準書	51	第5	3	(1)	一般事項	特殊部の蓋以外の補修については、全て貴局と協議の上決定するため、入札価格に計上する必要は無いという理解で宜しいでしょうか。	車道及び歩道の舗装補修については入札価格に含みます。
66	要求水準書	53	別紙1				別紙2の図面も含め、実施方針の図面との統一をお願いいたします。	別紙2は、実施方針 別紙3に合わせます。
67	要求水準書(案)	-	-	-	-	全般	舗装復旧範囲の明示がありませんが、舗装本復旧は入札公告時に明示していただけと考えてよろしいですか。	範囲は事業対象区間とします。
68	要求水準書(案)	-	-	-	-	設計協議 工事打合せ 維持管理打合せ	各業務にわたり事前に書面で相互に確認し進めるものとあります。これは通常の業務請負、工事請負と同じように見受けられますが、総務省PFIガイドライン「管理者等は、選定事業者に対する関与を必要最小限のものにすることに配慮しつつ、適正な公共サービスの提供を担保するため、選定事業者から、定期的にPFI事業契約の義務履行に係る事業の実施状況報告の提出を求めることができる。」に沿ったものでしょうか。	電線共同溝PFI事業の特殊性を踏まえ、総務省PFIガイドラインを参照しつつ、必要最低限の条件を示すものです。

国道1号東小磯電線共同溝PFI事業 要求水準書（案）に係る意見回答

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
1	要求水準書（案）	45	第3	13	(4)	地元に対する工事説明会	事前設計の段階で、松並木保全事業に関わる団体等に対して何某かの事前説明等を実施された場合、その情報開示をお願いします。	関東地方整備局が保有する情報は提示します。